

印鑑証明が間接方式に

六月一日から実施になります

本町の印鑑証明方式を、六月一日より直接方式から間接方式に改めます。

現在役場に登録されている印鑑についても、すべてあらたに登録のやり直しをしなければなりません。

●なぜ改正したか
社会経済の発展とともにない印鑑証明の利用度が高まり、それに応じて印鑑にまつわる不正事件や事故が全国的に増加の傾向にあります。

そこで、不正や事故防止と合せて印鑑証明事務を円滑化し、皆さんの利便をはかるため、今までの手書きによる直接方式から、複写（コピー）による間接方式に証明方法を改めるものです。

●登録のやり直し
現に登録されている印鑑登録のやり直しは、昭和五十一年六月一日から同年十一月三十日までの期間内になるべく早目に登録をすませて下さい。

もっとハンコに注意しましょう

した運転免許証が許可証又は身分証明書など本人であることを確認できる書類を持参してください。

2. 本人がどうしても役場へこられない場合は、代理人によつて登録申請ができます。

3. 代理人による申請の場合は委任の旨を証する書面を添

えるなど、いろいろの手続きが必要ですからできるだけ本人が申請するようにしてください。

●登録できない印鑑
1. 氏名と関係のないもの
2. 氏名のほか職業等をあらわしているもの
3. 記号や模様のようなもの

4. ゴム印や三文印などで形の変形しやすいもの。
5. 印影を鮮明に表わしにくいもの。

山、川をきれいに

ゴミの不法投棄をやめよう！

最近、一部の人の心ない行いが、山林には絶対にゴミを捨てないでください。信濃川（河川敷も含む）が大変汚されています。

信濃川は、みなさんの生活に不可欠な水道や、農業用の水源として、とても大切な役割を持っており、ゴミの投げ捨ては、やめてください。

また、近頃林道を通じて集落より離れた奥に、農機具、家屋の古材、コンクリート、空かんなどが不法投棄されて



山火事に注意
タバコ、たき火の残火に気をつけよう。

建物公売公告

【建物】
元小須戸町公民館（旧小須戸郵便局舎）木造セメント瓦葺二階建延べ二二〇平方メートル
木造瓦葺二階建延べ二二〇平方メートル

【所有者】
小須戸町
【公売方法】
一般競争入札

【入札期限】
昭和五十一年五月十五日（土）午前二時三十分

【開札日時】
昭和五十一年五月十五日（土）午前二時三十分

【入札場所】
小須戸町役場行政課

【落札方法】
予定価格を上回る最高額の入札者を落札者とする。

【代金納入期限】
契約と同時に全額納入のこと

【その他】
○建物撤去完了期限
昭和五十一年六月十五日とし、後始末を完全に行うこと。

住民税

改正	現行	改正案	現行
千円	三百円	二千四百円	二千四百円
一人の均等割			
二、法人の均等割			
（1）資本金額一億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	二万四千円	四万四千円	四万四千円
（2）資本金額千万円を超え一億円以下の法人	一万二千円	四万四千円	四万四千円
（3）その他の法人	七千二百円	二千四百円	二千四百円
三、控除限度額の改正			
（1）障害者等非課税限度額	七〇万円	六〇万円	六〇万円
（2）白色申告者の控除限度額	四〇万円	二七万五千元	二七万五千元
（3）老年者の所得限度額	一千万円	五百万円	五百万円
四、医療費控除限度額			
改正	現行	改正案	現行
所得の百分の五に相当する金額が五万円に達しないか低い額を超える金額とし限度額は二百万円とする	所得の百分の五に相当する金額が十万円に達しないか低い額を超える金額とし限度額は百万円とする	所得の百分の五に相当する金額が五万円に達しないか低い額を超える金額とし限度額は二百万円とする	所得の百分の五に相当する金額が十万円に達しないか低い額を超える金額とし限度額は百万円とする

固定資産税

土地については、昭和五十一年度において評価替えが行われ、それに伴う税負担の調整を図るため、次の区分により前年度の税額に負担調整率を乗じて求めることとされた。

一、宅地等（農地以外）

上昇率	負担調整率
一・三倍以下	一・一倍
一・七倍以下	一・二倍
一・七倍超	一・三倍

二、農地

上昇率	負担調整率
一・三倍以下	一・一倍
一・七倍以下	一・二倍
一・七倍超	一・三倍

三、軽自動車税

軽自動車税の税率は、昭和四十年度の改正で四輪乗用車に引き上げられて以来据え置かれておりましたが、今回の改正で標準税率がおおむね三〇パーセント引き上げられ、又、四輪以上のものについては、営業用と自家用の区分をして課税することになりました。尚、昭和五十一年度の自動車排出ガス保安基準に適合する軽自動車（低公害車）及び、電気自動車については、昭和五十一年度、五十二年度に限り現行の税率が据え置きになります。

国民健康保険税

保険税については、課税限度額が引き上げられました。

改正 十五万円 現行 十二万円

※ 督促手数料が五十一年度より二十円が四十円に改正されました。

商業統計調査にご協力を！

通商産業省では、二年に一回、全国の商業を営む全事業所を対象として商業統計調査を実施しております。

この調査は、統計法に基づき指定統計調査であり、いわゆる商業についての国勢調査ともいえる重要な統計調査の一つです。今年第十八回目の調査の年に当たり、五月一日現在で調査を行います。次回の調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

横川小向水田 小柳篤信
矢代田 小林恭一
天ヶ沢・鎌倉 高野清丸
※この調査は、統計法上の目的に、例えば徴税その他諸方の不利益になることには使用されることは、絶対ありません。

今月の保健だより

日時	会場	対象	種別
5月25日(火) PM 1:00 ~ 2:00	中央公民館	47年4月 ~47年7月生	幼児検診

母子健康手帳の届け出は毎週月曜日にどうぞ

町 調査区 氏名

新保 竜玄
大風 森 藤 佐 藤 渡
貫 問 田 田 藤 邊
泰 源 尚 田 井 和
弘 一 博 義 一 登 昇